

消 防 予 第 1 6 3 号
平成 2 0 年 6 月 2 6 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長
殿
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 長

消 防 庁 予 防 課 長

「平成 2 0 年度住宅防火対策推進シンポジウム」の開催について

平成 1 5 年から 5 年連続して年間 1 , 0 0 0 人以上の方が住宅火災で亡くなっており、その大部分を高齢者が占めています。今後急速に高齢化が進むなか、火災が発生した場合、自力による避難が困難な高齢者の死者増加が懸念されるところであり、住宅防火対策は、消防行政における喫緊の課題となっています。

こうした状況にあって、消防法等の改正により住宅用火災警報器等の設置について、新築住宅は平成 1 8 年 6 月 1 日から、既存住宅は市町村条例で定める日から義務化されることとなっており、本年 6 月 1 日から全国約 4 分の 1 にあたる 4 0 0 を超える市町村において、既存住宅での義務化が既に開始されており、普及促進を強力に進める必要があります。

そこで、この時機を捉え、住宅用火災警報器等の普及と住宅防火への意識啓発を図り、住宅防火対策の重要性を広く周知することを目的として [別添](#) のとおり、シンポジウムを開催することとしましたので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご周知くださるようよろしく願いいたします。

< 連絡先 >

総務省消防庁予防課予防係

渡邊・中村

Tel (03) 5253-7523

Fax (03) 5253-7533

mail:s8.nakamura@soumu.go.jp